

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年4月30日

【会社名】 イーベイ・インク
(eBay Inc.)

【代表者の役職氏名】 ヴァイス・プレジデント、副ジェネラル・カウンセル兼アシスタント・セクレタリー
モリー・フィン
(Molly Finn, VP, Deputy General Counsel & Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 カリフォルニア州 95125
サンノゼ ハミルトン・アベニュー2025
(2025 Hamilton Avenue, San Jose, California 95125, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 松 添 聖 史

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28F
ベーカー & マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】 (03)6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 野 村 卓 矢

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28F
ベーカー & マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】 (03)6271-9900

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 イーベイ・インク普通株式(額面金額：0.001米ドル)の取得に係る新株予約権証券

当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

【届出の対象とした募集金額】 0.00米ドル(0円)
6,672,500米ドル(1,003,677,450円)(見込額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年3月22日付で提出した有価証券届出書につき、2024年4月30日に新たな外国会社報告書を提出したことに伴い第三部 追完情報及び第四部 組込情報の記載事項を更新するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

- 第2 外国会社報告書の提出日以後のその他の変更
- 第3 外国会社報告書の提出日以後の資本金の増減
- 第4 外国会社報告書の提出日以後の事業等のリスクに関する変更
- 第5 財務情報

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示しております。

第三部 [追完情報]

<訂正前>

第2 外国会社報告書の提出日以後のその他の変更

2023年11月21日、当社は、Permira及びBlackstoneが主導する、Adevintaの全ての公開株式の取得を目的とした任意の公開買付(以下「本公開買付」という。)を支持することを発表した。この取引の一環として、当社は自ら保有する同社株式の50%を見積価格22億米ドルで売却し、残りの株式を新たに非公開化される会社の約20%の株式持分と交換する意向である。

本公開買付は、本公開買付のために設立されたノルウェーの非公開有限責任会社であるAurelia Bidco Norway ASを通じて行われる。本公開買付は、当社が保有するAdevinta ASAの全株式の評価額を約43億米ドルとするものであり、これは、2023年9月に本取引に関する憶測が流れる前の28億米ドルに比べ、約15億米ドルのプレミアムとなる。当社は、本取引において自ら保有するAdevinta株式の50%を売却し、クロージング時に現金約22億米ドルを受領する。当社は、残りの株式を新たに非公開化される会社の約20%の株式持分と交換することで、本取引をサポートすることに合意した。当社は、この予定された取引による現金収益を一般的な企業目的に使用する予定である。当該会社は、2022年から2024年までの3年間にわたり、株式買戻し及び配当を通じて累積フリー・キャッシュフローの約125%を株主に還元することを引き続き約束している。さらに、クロージングから6カ月間、Permira、Blackstone及びそれらの共同投資家は、非公開化されたAdevintaの株式を当社から追加購入する権利を有しており、それによりAdevintaに対する当社の保有ポジションは約9.99%に減少することとなる。Permira、Blackstone及びそれらの共同投資家がこの権利を行使した場合、当該追加株式の購入価格は、クロージング時に当社に支払われたAdevinta株式の価格と同額となり、10億米ドルを超える収益となる。

本公開買付は、特定の規制上の承認の充足又は免除、Adevintaの発行済株式資本及び議決権の90%を超える最低公開買付受諾レベル、並びにその他の慣例的なクロージング条件を満たすことを条件とする。

第3 外国会社報告書の提出日以後の資本金の増減

年月日	資本金増減額 (単位：百万ドル)	資本金残高 (単位：百万ドル)
2022年12月31日	-	17,281

2023年12月31日	513	17,794
-------------	-----	--------

第4 外国会社報告書の提出日以後の事業等のリスクに関する変更

本有価証券届出書提出日現在の当社のリスク要因は下記の通りであり、2023年5月1日に提出した外国会社報告書の記載からの変更を含む。

本項における将来に関する事項の記載は、いずれも本有価証券届出書提出日現在において判断したものである。

（省略）

第5 財務情報

（省略）

<訂正後>

第2 外国会社報告書の提出日以後のその他の変更

該当なし。

第3 外国会社報告書の提出日以後の資本金の増減

該当なし。

第4 外国会社報告書の提出日以後の事業等のリスクに関する変更

後記「第四部 組込情報」に記載の外国会社報告書（2024年4月30日に提出、以下「外国会社報告書」という。）に記載された「事業等のリスク」について当該外国会社報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年4月30日）までの間において生じた変更その他の事由はない。

上記の外国会社報告書における将来に関する事項の記載は、当該年度末現在における当社の判断に基づいている。

（削除）

第5 財務情報の全文を削除

第四部 [組込情報]

<訂正前>

外国会社報告書及びその補足書類 2023年5月1日 関東財務局長に提出
(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

外国会社半期報告書及びその補足書類 2023年9月22日 関東財務局長に提出
(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

尚、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としている。

<訂正後>

外国会社報告書及びその補足書類 2024年4月30日 関東財務局長に提出
(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

尚、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としている。